

- 給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度。(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)
- 本税制を、企業にとってより使いやすいものとし、計画的・段階的な賃上げを支援する観点から、その要件を緩和するとともに、適用期限を2年間延長する(平成29年度末まで)。

改正概要 【適用期間: 4年間(平成29年度末まで)】

現行制度

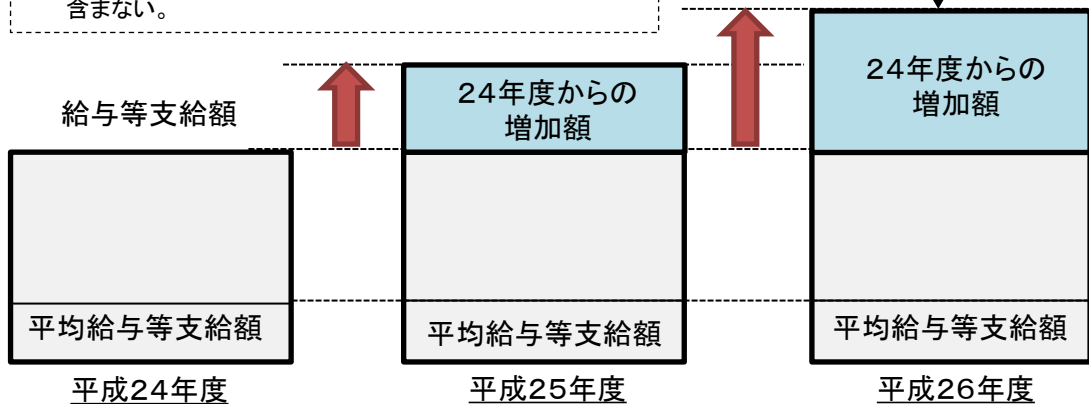
【要件①】給与等支給額の総額: 24年度から5%以上増加

【要件②】給与等支給額の総額: 前の事業年度以上

<給与等支給額>

- 算定の基準となるのは、国内の雇用者への支払給与。役員給与は含まず、パート・アルバイトへの給与を含む。
- 通常の賃金のほか、残業手当・賞与を含む。退職手当は含まない。

10%の税額控除
(法人税額の10%
(中小企業等は20%)を限度)



【要件③】給与等支給額の平均: 前の事業年度以上

具体的な見直し内容

【見直し内容】

総額「5%」増加要件を、以下のとおり改めるとともに、適用期限を2年間延長する(平成29年度末まで)
(年度)

	H25(注)	H26	H27	H28	H29
現行	5%	5%	5%	—	—
改正後	2%	2%	3%	5%	5%

2年間延長

【見直し内容】

高齢者の退職と若年者の採用による平均給与減少といった事情を考慮するため、給与等支給額「平均」の比較対象を、「**継続雇用者に対する給与等**」に見直す。(=退職者・再雇用者・新卒採用者を除いて比較する)

※また、「前の事業年度以上」を「前の事業年度を上回る」に変更。

(注) 上記の要件緩和は、平成26年4月1日以降に終了する事業年度について適用。
(平成26年4月1日より前に終了した事業年度については、翌年度の税額控除額に上乗せして控除を受けられる可能性あり。)